

津市景観計画で、何が変わるの？

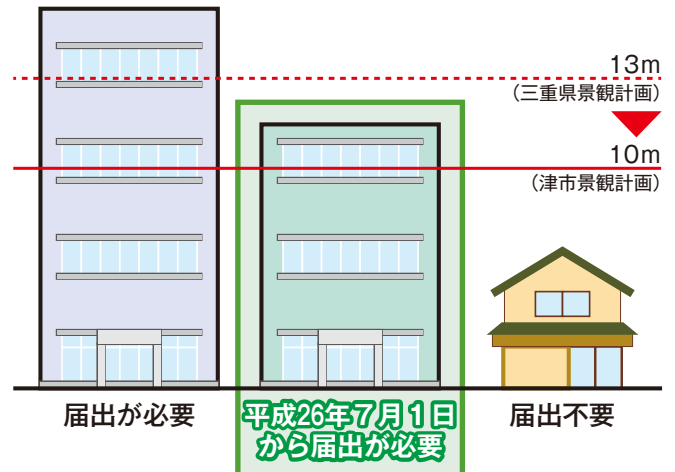
届出を要する規模

現在運用中の三重県景観計画では、建築物や工作物の新築などを行う場合、高さ13mを超えるものに対して「景観法に基づく届出」が必要となっていますが、7月1日からは、高さ10mを超えるものに対して届出が必要になります。

届出が必要な建築面積の規模については、7月1日以降も1,000㎡で変わりません。

開発行為やその他土地の形質の変更、屋外における土石等の堆積などについても、これまでどおり届出を要する規模に変更はありません。

届出が必要な建築物・工作物の高さ



景観形成基準

7月1日以降の届出は、三重県景観計画に定める基準に代わって、津市景観計画に定める基準に基づいて審査します。

今後、建築物や工作物の新築などを考えている人は、届出を要する規模や景観形成基準が変わりますので、事前に都市政策課へご相談ください。

より景観に配慮した重点地区の指定を目指して

豊かな自然や歴史文化などの地域の魅力を向上し、より良い景観づくりに取り組む「重点地区」

の指定を目指して、地域住民の皆さんとの協議を進めていきます。



重点地区の候補地



楠原地区



奥津地区



多気地区



一身田寺内町地区



三多気地区



津市景観計画の詳しい内容は津市ホームページで

HP 津市景観計画 検索